

町民の想いを届ける60分

# 一般質問

12人の議員が一般質問

## 一般質問とは



本会議で議員が行う町政全般に関する質問のこと。事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。

内容を要約してお知らせします。



藤原 孟 ・自然に感謝、小水力発電の可能性調査開始を … 3 P



藤谷 謹至 ・定年引上げに伴う組織の活力維持と、全世代の職員が能力を最大限に発揮できる職場環境の構築について … 3 P



小田 新紀 ・幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業について … 4 P



野原 恵子 ・高齢者が安心して暮らせる介護保険制度へ … 4 P



酒井はやみ ・外国人住民との共生について  
・防災を通じた地域コミュニティづくりについて … 5 P



山端 隆治 ・国営かんがい排水事業について  
・工業団地の土地利用について … 5 P



谷口 和弥 ・子どもや若者が幸せを実感できるまちに … 6 P



岡本眞利子 ・道路交通法改正による自転車の安全利用とマナーの向上について … 6 P



塚本 逸彦 ・移住促進に向けた取組について  
・学校における避難所運営について … 7 P



石川 康弘 ・地域幸福度(ウェルビーイング)指標の活用と幸福度の向上について … 7 P



荒 貴賀 ・忙しすぎる学校を生み出した学習指導要領、現場の創意工夫が生かされる学校づくりを  
・児童生徒がよく見える、30人以下学級の実現を … 8 P



中橋 友子 ・町の財政状況と安定的な運営について  
・戦後80年、憲法を学び、戦争体験を未来に繋ぐ町に … 8 P



## 自然に感謝、小水力発電の可能性調査開始を

ふじわら たけし  
**藤原 孟**  
(無会派)



**Q** 町の脱炭素と地域振興の同時実現の可能な事業で水のエネルギーを使った小水力発電について取り組むべきと考える。幕別ダムのは活用は。

**A** 小水力発電導入の検討を進め、平成25年に調査を実施。しかし、幕別ダムは、発電量が少なく、本州に比べ発電可能期間も短いため、建設費回収に約130年を要すると判明し、採算性が見込めず導入を断念した。近年の物価高騰を考慮すると、今後採算性は低いと考える。

**Q** 猿別川の既存の取水施設(西猿別水利組合)や不凍河川であるメン川、上チュウレイ川の活用は。

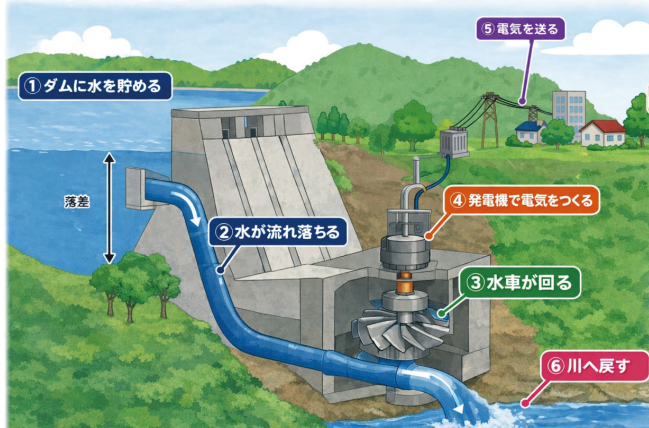
**A** 猿別川の施設は西猿別水利組合管理であり、町では検討していないが、落差が小さく活用は難しい。メン川も落差が小さく発電量が見込めず、中流域のふ化場の環境保全の観点からも活用は難しい。上チュウレイ川は過去にも発電量不足で発電所が廃止された経緯があり、十分な発電量が見込めない。

また、「再生可能エネルギー情報提供システム」でも本町の小水力発電ポテンシャルは低いとされており、現時点では小水力発電を活用した再生可能エネルギーの導入は考えていない。

**Q** 国の支援事業を受けて官民共同で地域新電力会社を設立する考えは。

**A** 再生可能エネルギー事業では、発電した電気の活用法が重要であるため、事業計画時に活用法を明確にする必要がある。地域新電力会社の設立は地域活性化に有効だが、供給先確保や送電費用など採算性の問題があり、本町の小水力発電のポテンシャルでは設立は困難と考える。

### 小水力発電の仕組み(ダムの例)



## 定年引上げに伴う組織活性化と全世代が能力を発揮できる環境整備を

ふじたに のりゆき  
**藤谷 謹至**  
(拓政会)



**Q** 定年延長に伴う組織の高齢化が進む中、若手・中堅職員の昇任遅延による意欲低下が懸念される。ポストの回転が鈍化する見通しと、昇任以外で若手が希望を持ち、やりがいを感じて働き続けられる新たな評価や応援の仕組みを伺う。

**A** 定年延長に伴い、60歳に達した管理監督職は役職定年で係長職以下に降任する。令和6・7年度では部課長職等が係長職として発令され、これにより6人昇任している。今後定年延長者は増加見込みであるが、係長昇任年齢は従前と変わらない見込み。若手職員の意欲低下は招いていない認識のため、昇任以外の新たな対策は考えていない。

**Q** 役職定年を迎えたベテラン職員に対し、具体的にどのような業務を想定しているのか。豊富な知見を活かした専門業務への従事や、後進を育成するアドバイザー的役割など、新しい職務分担のあり方をどう構築していくのか伺う。

**A** 定年延長となる職員は、既存の正職員ポストに配置する。これは、培ってきた知識を活用し、後進に伝え、住民サービス向上に貢献するためであり、現状では新たな職務分担を構築する考えはない。今後はベテラン職員が若手・中堅職員へアドバイスする環境を醸成し、組織の総合力向上を目指す。

**Q** 人材の育成と定着を実現するため、意欲ある若手の重要ポストへの登用や部局横断プロジェクトへの抜擢など、組織活性化の具体的取組を伺う。

**A** 若手職員はこれまで、新庁舎建設や人口減少対策、自治体DX推進などの組織横断的なプロジェクトなどを編成し、柔軟な発想で課題解決に取り組んできた。今後も同様の取り組みを継続する。また、「幕別町人材育成基本方針」に基づき、職員の意識改革と意欲向上を図り、計画的な研修と主体的な能力開発を促すことで組織活性化を図っていく。



# 幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業について

おだ あらき  
**小田 新紀**  
(拓政会)



**Q** 学校運営や日常の教育活動に条例の視点がどう反映されているのか。また、子どもが自分の権利に関わる困りごとや不安に対する相談体制や安心の仕組みづくりは十分か。

**A** 条例に基づき子どもの権利尊重を重視した教育を推進。権利に関する掲示やパンフレット配布のほか、授業を通じて学ぶ時間を設けている。また、子どもの悩みに寄り添い、SOSを見逃さない対応として、スクールカウンセラー等の巡回に加え、「おなやみポスト」での相談受付、「SOSの出し方教育」にも取り組んでいる。

**Q** 庁内横断で条例を推進する体制や評価の視点をどう構築しているのか。また、全職員における現状の浸透度・理解度をどのように評価しているか。

**A** 庁内横断推進のため、関係部署が連携。本年7月設置の「こども家庭センター」で推進体制強化を図る。条例の目的に照らし、こども計画の121施策の実施状況を点検・評価する。幕別町こども施策審議会へ報告し、共通認識を図りながら施策実現に取り組む。全職員の浸透度等については、不十分であるため、引き続き職員も意識を高く持ち、対応していく。

**Q** 啓発事業が、単に知るだけでなく、子ども自身の意見表明、そして考える・語る・参加する学びにつながる設計となっているのか。また、大人の理解にどうつながっているか。

**A** 各種計画づくり、公共施設の整備などの分野で、意見や要望が反映できるよう啓発に努めてきた。また、大人にはこれまでリーフレット全戸配布や講演会等で啓発。広報紙で子どもの4つの権利を定期掲載し、徐々に条例趣旨が浸透していると認識しており、今後も大人の理解促進に取り組む。

子どもの権利を保障する大人の責務

子どもは自ら意思決定する権利があります。子どもが権利の侵害を受けることは、子ども自身に責任を負わせることになり、子どもの権利を侵害することになります。大人は子どもの権利を保障し、子どもの権利を侵害しないよう努めます。(第1条)

**保護者**  
子どもの権利を保障し、子どもの権利を侵害しないよう努めます。(第1条)

**教育・学芸施設(学校など)**  
子どもが権利を侵害しないよう努めます。(第1条)

**連携**

**地域包括支援センター**  
子どもが権利を侵害しないよう努めます。(第1条)

**児童相談所**  
子どもが権利を侵害しないよう努めます。(第1条)

◀「幕別町子どもの権利に関する条例」リーフレットより



▶「幕別町子どもの権利に関する条例」の詳細は、幕別町HPに掲載しています

# 高齢者が安心して暮らせる介護保険制度へ

の は ら け い こ  
**野原 恵子**

(日本共産党幕別町議員団)



**Q** 国に求めていくことについて。  
(1)介護事業者が安定的に事業を続けられる介護報酬制度の改訂を。  
(2)介護サービス利用料の2割負担の拡大を行わないこと。

**A** (1)介護報酬改定は社会情勢に対応し原則3年ごとに行われる。厚生労働省の統計調査では介護職員の賃金は全産業平均より低い状況で、国は緊急的に介護職員の給与引き上げを目指すとし、町は引き続き国の動向を注視していく。  
(2)国は昨年12月の社会保障審議会介護保険部会で、医療保険制度との整合性や利用者への影響を踏まえ、年内決定を見送り検討を行うとした。町は引き続き、国の動向を注視していく。

**Q** 町独自の支援策について。  
(1)訪問介護事業所への燃料代補助を。  
(2)介護従事者・ケアマネジャーの人件費の補助を。

**A** (1)国は施設の規模に応じて1事業所あたり20～50万円、北海道は1事業所あたり5万2千円を補助する。町内事業所からは「満足できる支援」との声があるため、町独自の支援は行わない。  
(2)介護サービス事業者の人手不足によるサービス提供困難は避けなければならない。町は介護人材不足解消のため、第10期介護保険事業計画で人材確保策を検討する。その中で、町内事業者への実態調査や他自治体の事例研究を行う。

**Q** 町の在宅介護の過去3年間の年次ごとの利用状況について。地域包括支援センターへの相談件数、そのうち権利擁護の相談件数と訪問した件数は。

**A** 地域包括支援センターへの過去3年間の相談件数は、令和4年度1,316件、5年度1,340件、6年度1,239件の合計で3,895件であり、このうち権利擁護の相談件数は、令和4年度28件、5年度26件、6年度17件と3年間の合計は71件。内訳は、成年後見など後見人に関するものが32件(45.1%)、経済的相談が28件(39.4%)、虐待の疑いに関するものが11件(15.5%)であった。権利擁護の相談を受けた後、生活実態などの確認での訪問件数は、令和4年度9件、5年度8件、6年度6件であった。



## 外国人住民との共生について

さ かい

### 酒井はやみ

(日本共産党幕別町議員団)



**Q** 外国人への差別的言動や排外主義的動きに対する町の見解は。必要な啓発を。

**A** 外国人住民増加に伴う差別や偏見をなくし、多文化理解を深めるため、幕別町国際交流協会などが行う体験会や講演会、多文化共生イベント等の周知・実施について、構成団体の一員として多文化共生活動に努めている。

**Q** 安心して生活でき、地域との関わりをもてるような支援は。

**A** 本町の外国人住民の約9割が特定技能外国人や技能実習生で、地域産業を支える重要な存在である。公平で対等な関係を尊重し、地域活動への自然な参加を支援する。特定技能所属機関や企業と連携し、交通や災害対応の案内等関係機関に協力要請を行うなど、国人住民が地域に溶け込める環境整備を進める。

## 防災を通じた地域コミュニティづくり

**Q** 合同の防災訓練や出前講座など、町として計画や支援する考えは。

**A** 出前講座の周知と活用を促進し、防災マネージャーが訓練企画段階から支援する。単独実施が難しい場合は、複数町内会での合同訓練を推奨するほか、短時間・小規模訓練を提案し、防災活動への参加を促す。地域の実情を把握し、町内会や自主防災組織と連携し、地域の防災力向上に努める。

**Q** 町内会が相互に経験を学ぶ機会や課題相談を行う仕組みの整備を。

**A** 地域活動促進のため、町内会活動支援交付金等で側面的な支援を継続する。町内会連絡会議での情報共有も充実させ、町内会相互における情報共有の機会の充実にも努める。活動継続が困難な町内会には、実情を把握し、地域課題解決を支援する。



◀「防災フェアでの地震体験車の様子」(令和7年)

## 国営かんがい排水事業について

やまはた りゅうじ

### 山端 隆治

(政清会)

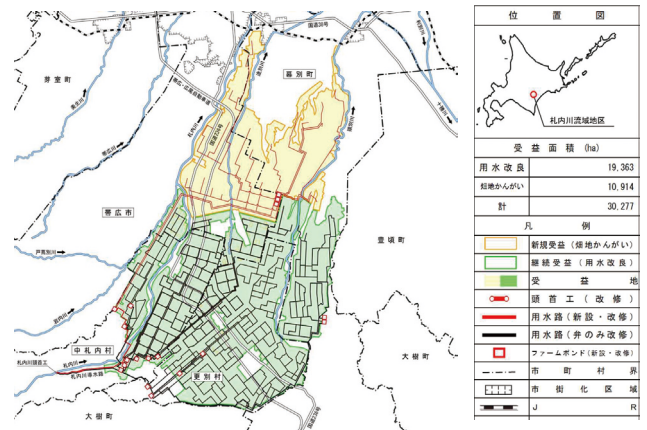


**Q** 国営かんがい排水事業の今後の予定について伺う。「札内川流域地区」の計画概要は。

**A** 「札内川流域地区」の計画概要は、関係市町村が帯広市、幕別町、中札内村及び更別村、受益面積は新規受益地面積が10,914ha、継続受益地面積は19,363haの合計30,277ha。事業工期は令和9年度から25年度までの17年間で予定している。

**Q** 主要工事及び事業費は。

**A** 主要工事は、頭首工の新規取水口の増設と改修、耐震性不足施設の改修、用水路約205kmの新設などであり、事業費は1,006億円を見込んでいる。



▲「札内川流域地区」事業計画図

## 工業団地の土地利用について

**Q** 土地開発公社の保有する販売用地は。そのうち、一時使用貸付と未利用の状況は。

**A** 販売用地は、令和8年2月末現在で、リバーサイド幕別に5区画39,430㎡、札内東工業団地に4区画6,293㎡。そのうち、2区画29,803㎡は太陽光発電事業者と20年間の賃貸契約を結び、2区画7,178㎡は1年ごとの一時使用貸付。残る1区画2,449㎡は未利用である。札内東工業団地では、2区画5,494㎡を1年ごとの一時使用貸付、残りの2区画799㎡は未利用である。

**Q** 今後の需要の見通しは。

**A** 保有する販売用地は少なく、適地の紹介は難しい状況。問い合わせの際には、工業団地内で現在事業が行われていない用地を取り次ぐ。

## 児童虐待のない、子どもや若者が幸せ を実感できるまちに

たにぐち かずや

谷口 和弥

(無会派)



**Q** 厚生労働省は今年1月30日、全国の児童相談所が令和6年度に児童虐待の相談を受けて対応した件数は22万3,691件と発表。帯広児童相談所が認定した十勝管内の児童虐待の件数は令和5年度で303件である。幕別町の児童虐待件数は何件か。

**A** 令和6年度、帯広児童相談所が確認した幕別町の相談件数は65件で、前年の103件から38件減少。内訳は養護相談が29件(前年61件、前年比32件減)、そのうち虐待に関するものは13件(前年45件、前年比32件減)であった。

**Q** 帯広児童相談所の303件中、多い順に実母が137件、実父123件、実父以外の父親が32件と続き、実に父母による虐待が約98%に及ぶと報告されている。子育て中の父母にどのような啓発活動をしているか伺う。

**A** 児童虐待防止のため、子どもと常に関わる保護者への啓発は重要である。町としては家庭内での虐待を未然に防ぐため、各小中学校を通じて全保護者に児童虐待防止法の改正内容を踏まえた啓発チラシを配布し啓発を図っている。

**Q** 帯広児童相談所の児童虐待相談の経路別対応件数は303件中、警察等からの通知数が144件(47.5%)と報告されている。警察が関与する以前に、できるだけ早期に発見するための施策を伺う。

**A** 虐待通告について、町は保育所や学校に対し、積極的な通告を要請している。また、町ホームページや広報紙で、町子ども家庭総合支援拠点、帯広児童相談所、24時間対応のダイヤルなどの窓口を周知し、疑わしい事案は早期発見のため、速やかに連絡するよう呼びかけている。



◀「児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちばやく)」リーフレット」



▲「児童虐待の相談(通告)窓口」について、幕別町HPに掲載しています

## 道路交通法改正による自転車の安全 利用とマナー向上についての周知は

おかもと まりこ

岡本 眞利子

(政清会)



**Q** 道路交通法改正により、2024年11月から自転車の交通違反に対する罰則が強化され、2026年4月から青切符制度が導入される。住民への周知や啓発活動の取組状況は。

**A** 警察庁は自転車の青切符導入に向けた「自転車ルールブック」を公表。反則金を伴う交通取組制度への大きな転換となる。町は、ホームページにルールブックを掲載し、制度概要や主なルールを周知。また、老人クラブ連合会を通じた高齢者への啓発や、生活安全推進協議会の会報紙での広報活動も展開し、交通安全意識の向上に努めている。

**Q** 2021年5月に国のナショナルサイクルルート「トカプチ400」の指定を受け、自転車活用推進計画が策定されているが、自転車通行空間の整備状況と危険箇所の実態把握の状況は。

**A** 「幕別町自転車活用推進計画」の中で、「トカプチ400」など3つの自転車ルートを整備。これらのルートは車道混在の自転車通行帯であるため、自転車と自動車双方の安全のため、矢羽根型路面表示を整備中で、令和8年度完了予定。ルート選定時は安全性に配慮しており危険箇所はないと認識しているが、今後もパトロールなどを通じて実態把握に努め、安全確保に努める。

**Q** 自転車保険加入の重要性と自転車運転者のヘルメット着用の実態把握状況、啓発活動の取組は。

**A** 北海道自転車条例による自転車損害賠償保険等加入の努力義務化、道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、毎年4月の広報紙では、自転車点検や交通ルールなどを紹介し、ヘルメット着用と保険加入を呼びかけている。また、町内小中学校へのチラシ配布も実施し、周知を図っている。

町内小学校の自転車交通安全教室でのヘルメット着用率は、努力義務化後も30~40%台と十分とは言えない状況にある。学校や教育委員会と連携し、理解促進と着用意識の向上に努める。



▲「自転車の安全・安心な利用」について、幕別町HPに掲載しています

## 移住促進に向けた取り組みについて

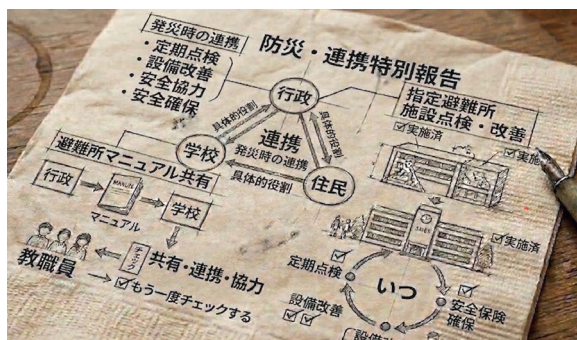
つかもと いつひこ  
**塚本 逸彦**  
(政清会)



- Q** 町の移住相談窓口の現状は。
- A** 移住・定住促進のため、住民課が移住相談窓口を担当し、相談に応じている。相談者には、移住後の暮らしを具体的にイメージできるよう、きめ細かく情報提供を行っている。町ホームページでは移住・定住特設サイトを開設し、各種支援制度の掲載など、情報を効果的に発信している。
- Q** 住民票を移す「定住」だけでなく、二地域居住という「新しい居住形態」を推進する考えは。
- A** 国は二地域居住に関する環境整備等を内容とする法改正とガイドラインを公表。地方には経済効果や地域貢献が期待される一方、居住者の二重生活の費用や公的サービス制限といった課題もある。町は、定住人口確保を最優先とし、移住・定住施策と子育て支援策を推進する。二地域居住については、事業効果などを慎重に見極め検討する。

## 学校における避難所運営について

- Q** 発災時の具体的な役割について行政と学校側・住民との連携は図られているか。また、避難所の開設や運営マニュアルを学校と共有し、教職員が協力できる内容をあらかじめ調整できているのか。
- A** 発災時、行政は地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、避難所の開設や物資供給を行う。学校は教育活動を優先し、児童生徒の安全確保に努める。避難所として活用の際、学校は施設管理者として協力し、運営は行政が担う。避難生活が長期化する場合、避難者で「避難所運営委員会」を組織し、運営を行う。行政は担当職員を配置し、住民の運営を支援する。避難所開設時の連携・対応は教育委員会を通じて学校側に周知を図っている。



▲「発災時の連携イメージ」

## 地域幸福度(ウェルビーイング)※ 指標の活用と幸福度の向上について

いしかわ やすひろ  
**石川 康弘**  
(無会派)



- Q** 町民の一人ひとりが幸せを実感し、さらに幸福度が向上していく未来に向け、みんなで協力してまちづくりをしていく必要があると感じる。町としてウェルビーイング指標を導入し、施策に反映する考えは。
- A** 施策に活用する場合、客観的データと主観的満足度を統合する必要がある。一方で「幸福」の基準は人それぞれ異なり、統一的な指標設定は困難である。現在「総合計画」では、暮らしやすさを向上させる施策を推進。これにより満足度は向上すると考えており、現時点で導入する考えはない。
- Q** 職員が心身ともに健康で意欲的に働ける職場環境を整備するため、ウェルビーイング指標を導入し、活用する考えは。
- A** 施策につながる可能性がある一方、概念が広範な上、職員個々の価値観や幸福感が異なり、統一的な指標設定は困難であるため、現時点で導入する考えはない。しかし、今後もワーク・ライフ・バランスの充実を図ることで、公務に対するモチベーション維持・向上に繋げていく。
- Q** 教育現場において、ウェルビーイング指標を導入し、活用する考えは。
- A** 国は教育振興基本計画で「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を理念に掲げ、北海道教育庁も十勝管内教育推進重点でウェルビーイング向上を目指している。国は全国学力・学習状況調査で子どものウェルビーイング状態を把握し、各学校もこれを参考に向上への取組に努めている。今後も、心身の健康確保、探究的な学びや協働学習の充実などを通して、ウェルビーイング向上に資する教育活動の推進に努めていく。



※ウェルビーイング…心身ともに満たされた状態を指し、単なる健康だけでなく、心と体、社会的なつながりが調和した幸福な状態のこと

## 忙しい学校、現場の創意工夫が生かされる教育を

あら たかよし  
**荒 貴賀**

(日本共産党幕別町議員団)



**Q** 学習指導要領によって授業が詰め込まれている。多数の教職員組合も授業時数は多く見直しが必要と求めているが、教育委員会の認識は。

**A** 現行の学習指導要領は、平成29年3月に改訂され、児童生徒が学ぶ目的と意義を明確にした。各学校ではこれに基づき、地域の実態を踏まえた「カリキュラム・マネジメント」による教育活動の質の向上と、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められている。学習指導要領は、教育水準の確保と教育機会の均等を保障するもので、時代背景に応じて改訂されてきた。次期改訂に向けて中央教育審議会でも議論が進んでおり、その動向を注視していく。

**Q** 全国学力テストについて、北海道独自で小学校からも行われている。報告義務もあるなど聞いているが現状は。

**A** 全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力分析と教育改善のため、平成19年度から実施されている。本町でも、全小中学校で小6・中3を対象に実施。各学校等では調査結果を学校改善プランや授業改善に活用するほか、学力傾向を分析し、児童生徒一人ひとりの指導改善に役立てている。

**Q** 児童生徒に合っていない今の学校現場、少人数学級の考えは。

**A** 国は小学校の学級編制を35人以下とするよう標準を段階的に引き下げ、本町でも令和7年度の通常学級で、小学校全学年で35人以下学級を実現した。中学校では、北海道の事業により札幌東中学校1学年が35人以下学級となった。令和8年度からは中学校も35人以下学級への引き下げが順次導入される。少人数学級はきめ細かな教育が可能となるが、本町での少人数学級化には、教員確保や財源が課題であるため、国や道に対し、教育予算の拡充と教員定数の充実を要望していく。



## 町の財政状況と安定的な運営を

なかはし ともこ  
**中橋 友子**

(副議長)



**Q** 幕別町の財政は、国の指標では健全となっている。しかし全国的に自治体の財政難が伝えられ、幕別町の財政は健全か、町民から不安の声も寄せられている。町財政の現状と見通しについて伺う。

**A** 本町の健全化判断比率の4指標は、すべて早期健全化基準の範囲内で、現時点では健全である。しかし、大型事業の起債償還開始により、実質公債費比率・将来負担比率ともに上昇が予測される。今後も健全な財政運営を維持するため、コスト削減、観光・地域資源活用による増収、補助金の活用などにより、住民サービスを維持しつつ事業を実施していく。

**Q** 今後、直近で予定している大型事業と事業費、また財政負担の平準化に向けた取組は。

**A** 現在進むアイヌ文化拠点空間整備などの大型事業は令和8年度完了予定。その後も小学校改修、公営住宅改修などの事業を予定。単年度に偏らず平準化を図る。3か年実施計画で事業の優先順位を精査し、将来を見据えた財政運営に努める。

## 戦後80年、憲法を学び戦争体験を未来につなぐ町に

**Q** 日本の憲法は、第二次世界大戦の2年後に、「もう二度と悲惨な戦争はしない」と反省し誕生した。また、文部省は中学校1年生の教科書として「あたらしい憲法のはなし」を発行。憲法が誕生した背景などを教えている。大切なことであり町民にも広げていくべきではないか。

**A** 学ぶことには様々な方法があるため、どのような学び方が良いか検討する必要があるが、憲法を尊重することは当然必要であり、大切なことである。憲法の重要性を学校教育の小さい頃から教え、道徳心も育むことが、効果的であると考えている。

### 日本国憲法三原則

